

## 商 法 監 査 と 証 取 法 監 査

若 杉 明

### 1. 問題の提起

企業会計は一定の基本理念や目的に基づいて制度化され、実施される。したがって法令に基づき設定されている制度会計、具体的には商法会計、証取法会計および税務会計はそれぞれの法律のもつ基本理念や目的に沿ったものとして構築され、実践されている。商法会計および証取法会計において、計算書類や財務諸表といった会計報告書の適法性や適正性を検討する会計監査は、制度会計の基本理念や目的を実現するための一環として、会計報告書が窮極的にそれらに整合するものとして作成されているか否かを検証することを任務として実施される。

ところで商法上の大会社は、監査役による会計監査のほか、公認会計士または監査法人による会計監査を受けなければならないことになっている（商法特例法第2条、第4条I項）。またこれらの大会社の多くは同時に証券取引法にしたがって公認会計士または監査法人による監査証明を受けなければならない（同法第193条の21項）。このように同一の会社が、商法および証券取引法という別個の法律の規定にしたがって、同じく公認会計士または監査法人の会計監査を受けなければならない現状に照らして、商法監査をもって証取法監査に代えうるのではないかという意見が会計実践界において提出されている。このような意見は、商法上の計算書類と証取法上の財務諸表とではその構成や内容に若干

相違はあっても、同一の会社の会計報告書であり、しかもどちらも公認会計士または監査法人による会計監査を受けるのであれば、一方の法律に基づく監査をもって他方の法律の要請を同時に満たしうるのではないかという経済性に起因するものであるから、その動機は妥当であるといえよう。

先に述べたように、商法会計および証取法会計はそれぞれが商法および証券取引法の基本理念や目的に即したものであり、これらの制度会計における監査もこれを受けたものである。そこで商法監査と証取法監査の代替性を検討するにあたっては、2つの制度会計の基本理念や目的の検討をはじめ、両制度会計の特質、監査の性格について総合的な比較検討を行なわなければならない。

そこで本稿では、まず最初に2つの制度会計の特質について考察し、さらにこれを受けて両監査の性格を種々の側面から検討する。そしてその結果を相互に比較することによって、2つの監査の代替性、とりわけ大会社における商法監査をもって証取法監査に代えうるか否かについて考えてみたいと思う。

### 2. 商法会計および証取法会計の特質

#### (1) 商 法 会 計

商法会計とは、商法を中心とする各種の法律や規則にしたがって実施される企業会計をいう。商法会計は債権者保護を意図するものであると、かねてから考えられてきた。だが戦後に

なって商法改正が企てられるたびに、株主の立場を顧慮した規定が加えられたり、また規定がそのように改正されたりして今日にいたっている。商法上株主は会社の所有主と観念されているが、大会社においては、所有と経営の分離が進み、株主の多くはたんなる投資家または投機家として、社債権者などと同質化するにいたっている。このような現実に着目してか、株主を実質的には会社の外部者と同様にみて、現行商法においては株主保護を意図した規定が会社の計算規定の各所に見受けられるようになってきている。ところで株主保護と債権者保護とが常に両立し、相矛盾するようなことがなければ、そこになら問題は生じない。だが現実には、債権者保護をはかろうとすると株主保護がおろそかになったり、株主の立場を重視すると債権者保護に抵触するような場合が少なくない。そこで商法では、株主保護と債権者保護との双方を意図するところから、これら二つの立場が相容れないような場合においては、両者の利害関係の調整をはかるよう配慮されている。商法第290条の配当可能利益の計算規定などはその典型的な例といえよう。このようにして商法会計においては、債権者および株主の保護を意図し、しかるが故に二つの立場が相矛盾する場合には、両者の利害関係の調整がはかられるようになってきている。このような配慮は、企業をめぐる有力な利害関係者である債権者および株主を保護することによって、窮極的には経済社会における秩序の維持をはかろうとする基本理念に立脚するものであるといえよう。それに加えてすでに述べたように、その企業活動によって社会的に重大な影響を及ぼす立場にある大会社については、社会的責任の遂行の状況を企業内容の開示を通じて社会的にきびしく監視するために、とくに計算公開制度を強化し、また会計監査を通じてこれを保証しようとする思想が商法会計の底を脈々と流れている。大会社の場合はとくに、これをめぐる利害関係者も多様化しているため、これら関係者を保護し、利害関係の

調整をはかることによって、またさらに企業の活動状況を広く社会一般に開示して周知せしめ、これを通じて、企業行動を常に正しい方向に誘導することによって、自由企業制度を維持し、発展させてゆこうとするところに、商法会計の基本理念が見い出されるのである。

ところで商法会計が実施される主体は何であろうか。端的に言って、それはすべての商人である。商人の行う会計につき、商法およびこれに関連する法律は、個人商人よりは合名会社や合資会社によりきびしい制約を課し、合名・合資会社よりも有限会社に対して、また有限会社よりは株式会社に対していっそう厳格な規定を設け、さらに同じく株式会社であっても中または小会社よりも大会社に対してきびしい制限と規制とを加えている。すなわち商人としての規模が大きくなって、その社会性が高まるにつれて、それだけ法的規制が厳格になっているのである。商法特例法において大会社と小会社とについての特則を設けている点などはその典型的な例である。このように規制のきびしさに強弱はあるにせよ、商法会計がすべての商人を適用対象とするところに、制度会計における商法会計の一般性が認められるのである。

次に商法会計において、企業内容の開示が行われなければならない論拠について考えてみることにしよう。商法会計、とくに大規模株式会社の会計は、株主および債権者に対する受託責任 (accountability) の遂行、これに関連した計算書類の、株主による承認および権定ならびにそれを受けての取締役の責任の解除という一連の過程をへて展開される。すなわち株主等と会社との間のエクィティー・アカウントビリティーの関係を前提として、会社の財産や損益の状況等を明らかにすることを目的として会計が行われ、その結果の開示が法規によって社会的に義務づけられているのである。この過程を商法の規定にそって具体的にみることにしよう。

中・小会社においては、取締役は計算書類を定時株主総会に提出し、貸借対照表、損益計算

書および利益の処分または損失の処理に関する議案（「利益処分案」と略称）について承認を求めなければならないが、営業報告書については、たんにその内容を報告すればよい（商法第283条Ⅰ項）。これらの計算書類は定時株主総会における承認決議を経た後に確定される。そしてこれに対して大会社の場合には、各会計監査人の監査報告書に、貸借対照表および損益計算書について、法令および定款の規定にしたがって会社の財産および損益の状況を正しく示している旨の記載があり、かつ各監査役の監査報告書に会計監査人の監査の結果を相当でないとした旨の記載がないときには、商法第283条第Ⅰ項の規定にかかわらず、取締役は貸借対照表および損益計算書について定時総会の承認決議を求めなくてもよい（商法特例法第16条Ⅰ項）。つまり大会社の計算書類は、取締役、監査役および会計監査人の責任において確定されることになる。しかしながら監査役または会計監査人が不適正または相当でないという意見を表明するとき、または各監査役の監査報告書に会計監査人の監査の結果を相当でないとした旨の記載があるときには、貸借対照表および損益計算書は、株主総会の承認決議によってはじめて、確定される。貸借対照表および損益計算書につき、定時総会での承認決議を要しない場合でも、定時総会にこれらの書類を提出して、その内容について報告しなければならない。なお大会社の場合でも中・小会社の場合でも、利益処分案については、定時総会における承認決議が必要とされる（商法第283条Ⅰ項）。

取締役は、貸借対照表および損益計算書を定時総会に提出して承認されたとき、または承認を求めること要しないで、その内容を定時総会で報告したときは、遅滞なく、それらの書類またはその要旨を公告しなければならない（商法第283条Ⅲ項、商法特例法第16条Ⅱ項）。

最後に商法会計の理論的特徴について述べることにしよう。商法会計はかつて債権者保護を目的とする財産法的な会計思考に基礎づけられ

ていた。だが前述のように戦後における数回にわたる改正をへて株主保護をも目的に加え、損益法的思考を加味するにいたっている。財産法的思考によれば、会社などの保有する財産の状態を明らかにすることが会計の主要な目的とされ、計算書類の中でも、これを表示する貸借対照表が重視される。この貸借対照表は財産の実地棚卸の結果作成される財産目録を主たる源泉として調成される。この考え方によれば、貸借対照表は債権者に対する債務返済能力を示す資産と返済すべき負債および会社の正味財産である資本との対照表であり、債権者に対して会社など商人の財産状態を表わすものと特徴づけられる。これに対して損益法の考え方は、株主の、会社の営業成績に対する関心にこたえて商人の収益力の測定表示を主たる目的として、期間損益の算定を重視する。かくて財務諸表のうちでも損益計算書が重視され、貸借対照表は期間損益計算の用具すなわち将来の収益および費用を記載する計算表と認識される。

商法会計においては、債権者保護的見地に基づく財産法的要素をある程度残しながらも、損益法的思考にしたがった会計処理法に関する規定がかなり導入されている。前者に属する規定の例としては、利益準備金の積立てに関する規定（商法第288条）、資本準備金の積立てに関する規定（商法第288条ノ2）、法定準備金の用途を特定する規定（商法第289条）などがあげられる。後者の例としては、創立費の繰延べ（商法第286条）や開業準備費の繰延べ（商法第286条ノ2）等繰延べ経理に関する規定、引当金の設定に関する規定（商法第287条ノ2）などが指摘できよう。商法会計においては、また債権者保護の要請と株主保護のそれとが常に調和のとれるよう配慮されている。その例は、試験研究費や開発費等の繰延べ経理を行う場合に、支出の後5年内または3年内に毎決算期に均等額以上の償却を要求する規定（商法第286条ノ3等）、配当可能利益の算定に関する規定（商法第290条）などである。これらの規定においては、株主保護

の思想に基づく処理が債権者保護の見地に立って制限されているのを見ることができる。

商法およびこれに関連する法令のなかには、会計に関する規定が網羅的に取り込まれているのではなく、商人が会計を行ってゆくにあたり、上の思想を実現する上でとくに必要かつ十分な規定が設けられているにすぎない。そしてこれらの規定以外の点については、公正な会計慣行を斟酌して会計処理を行わなければならないのである(商法第32条Ⅱ項)。つまり商法会計においては、公正なる会計慣行を尊重して会計を行い、商法会計の基本理念を実現する上でとくに重要な点については、商法などにおける規定にしたがうべきものとされている。

## (2) 証取法会計

証取法会計とは、証券取引法の定めるところにしたがい、この法の精神ないし目的を実現するための一環として展開される企業会計をいう。証取法会計は証券取引法を基礎とし、企業会計原則や大蔵省令等にしたがって実施される。

証券取引法は、国民経済の適切な運営および投資者の保護に役立つために、有価証券の発行および売買その他の取引の公正を期し、さらに有価証券の流通の円滑化を目的として制定されたものである(証取法第1条)。この法律の下に行われる有価証券の募集または売出に関する届出制度は整備された企業内容開示制度を擁している。この制度においては、有価証券の発行市場および流通市場において、投資者の有価証券への投資の思意決定にさいして有用な諸情報の開示が行われ、投資者の保護がはかられている。すなわち有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、連結財務諸表、臨時報告等が開示されて、投資者が会社の営業、経理その他の状況について知りうるようになっている。次に証取法に基づく企業内容開示制度をさらに詳細に考察することにしよう。

この法律によれば、一定額以上の有価証券を

募集する、または売出す会社は、有価証券届出書を大蔵大臣に提出する義務を負い、またこの届出をした会社や証券取引所への上場会社等は、事業年度ごとに有価証券報告書を大蔵大臣等に提出しなければならないことになっている。有価証券届出書および有価証券報告書は、大蔵省令で定めるところにより、当該会社の目的、商号および資本または出資に関する事項、営業および経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項、会社の役員等に関する事項、募集または売出に関する事項ないし会社の発行する有価証券に関する事項、その他公益または投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定めるものを記載しなければならない。これらの事項を記載する財務計算に関する書類を財務書類とよび、そのうち貸借対照表、損益計算書、利益金処分計算書などを財務諸表という、

証券取引法の目的は、前述のように、国民経済の適切な運営および投資者の保護に資するため、有価証券の発行および売買その他の取引を公正ならしめ、かつ有価証券の流通を円滑ならしめることにある。証取法会計の基本理念もここに求められなければならない。商法会計の基本理念に対比するならば、証取法会計のそれは投資者保護にあるといえることができる。また国民経済の適切な運営がこれと並んで意図されているが、それは証券資本制度の維持および健全なる発展を意味するものといえよう。同法第1条の趣旨は、つまるところ、有価証券の発行および売買その他の取引を公正ならしめ、さらに有価証券の流通を円滑にすることによって、投資者の保護をはかり、それによって自由企業制度の基礎をなす証券資本制度を維持し、これを健全に発展せしめることにあり、証取法会計もまたこの目的を共有しているのである。

証取法会計の適用対象となる企業すなわち実施主体は、証券取引所に株式が上場されている会社、1億円以上の株式や社債の募集または売出しを行おうとする会社またはこれまで行った

会社および店頭売買の登録銘柄株式の発行会社である。このように証取法会計は、商法会計に比して、その適用会社が著しく限定されているのを特徴とする。

証取法会計において、有価証券届出書や有価証券報告書等の書類を提出する形で企業内容開示が義務づけられている会社は以上のごときものである。このように特定の会社に企業内容の開示を義務づけているのは、公益をまもり、投資者保護をはかるうえでそれが必要不可欠と考えられているからである。だがそれは商法会計における企業内容開示のように、エクィティー・アカウントビリティ関係を基礎とするものではない。証取法会計における企業内容開示を必要とする基礎的な考え方は公益をまもり、投資者を保護することを意図すると同時に、一般大衆に有価証券の購入を通じて、当該有価証券発行会社に投資者として参加するようよびかけを行う趣旨が含意されていることを閑却してはならない。このようにして証取法会計における企業内容開示を基礎づけている基本的な精神として、開示された企業情報を用いて一般大衆が投資意思決定を行うことを通じて広く社会的に投資者の保護をはかることは、それがとりもなおさず投資者としての参加をいざなう意思決定に資することを意味するものであるという事実をここでとくに強調しておきたいと思う。

有価証券報告書を提出しなければならない会社は、発行する有価証券の募集または売出が外国において行われるとき、第三者割当の増資が行われるとき、親会社および子会社に異動があったとき、主要株主に異動があったとき、重要な災害が生じたときなどのように、投資者の投資意思決定に著しい影響を及ぼすと考えられる事実が生じた場合には、臨時報告書を提出しなければならない。これも公益または投資者の保護を目的とする企業内容開示の一環として、速報性については問題はあるが、事実の正確で詳細な開示を行いうる点において有効なものといえよう。

証取法会計は投資者に対する企業の諸状況に関する情報を提供するものであり、これを基礎づけている会計理論は、商法会計のところで述べた損益法である。投資家の主たる関心は企業の収益力にあるから、期間損益を正確かつ適正に測定し、これを損益計算書にまとめて開示することが主たる目的となる。このようにして証取法会計は戦後におけるその成立以来、現在にいたるまで、損益法的思考に基づいて形成され、運営されてきているのである。その点は証取法会計を基礎づけている企業会計原則をはじめとする一連の会計基準の性格からみて明らかである。

### 3. 商法監査の性格

商法監査の性格について論ずるにあたり、まず最初に商法監査の推移をごく大雑把にながめてみよう。商法監査の担当者である監査役は、会社の業務の執行から独立し、取締役の職務の執行の監査を主たる権限とする、株式会社において不可欠な常設機関である。昭和25年の改正以前の商法においては、監査役に会計監査と業務監査の2つを行なう権限が認められていた。しかしながら昭和25年の商法改正にさいして、業務監査の権限は取締役会に委ねられ、監査役には会計監査を行なう権限だけが認められることとなった。それは業務の執行から独立している監査役に、取締役の業務の執行の適否についての意見を表明させることは妥当ではないという理由によるものであった。

商法監査に並行して、昭和27年より証取法監査が実施されることとなった。そして証取法監査が当初の不完全な状態から次第に充実したものに発展してゆくにつれて、これと商法監査との関連、とりわけ両者の重複が問題とされ、その調整の必要性がとりあげられるにいたった。やがていくつかの会社の倒産とこれにからんだ粉飾決算事件が発生したために、株式会社の監査制度の強化の必要性が社会的にさげばれると

ころとなった。これに関連して監査役制度の改善が問題となり、昭和49年に商法が改正され、またこれと同時に商法特例法が制定された。

これらの法改正および新規立法によって、商法監査に次のような強化充実がはかられることとなった。その一は、監査役の特権が、会計監査に加えて業務監査を行なう形で拡大されたことである。その二は、大会社の会計監査にさいして、監査役のほか会計監査人による監査が行なわれるようになったことである。

その後昭和56年には商法および商法特例法の一部改正が行なわれ、これによって大会社の範囲が拡大され、また監査役の特権の強化、会計監査人の監査対象となる計算書類の範囲などの改正が行なわれ、商法監査は一段と強化されることとなった。

商法においては、周知のように、資本の額が5億円以上または負債の合計金額が200億円以上の大会社、資本の額が1億円をこえ5億円未満でかつ負債総額200億円未満の中会社および資本の額が1億円以下の小会社のそれぞれについて、会計監査の方式を区別している。本稿においては、証取法監査との代替性を検討するところから、大会社の会計監査の性格について考察することにした。

大会社にあっては、計算書類について、監査役の監査に加えて、会計監査人の監査を受けなければならない(商法特例法第2条)ことになっている。ここに会計監査人とは外国公認会計士を含む公認会計士または監査法人をさしている(商法特例法第4条I項)。ただし次のように欠格事由が定められているので、これに該当する者は会計監査人となることが禁じられている(商法特例法第4条II項)。

- ① 公認会計士法第24条または第34条の11の規定により、会社の計算書類について監査をすることができない者
- ② 会社の子会社もしくはその取締役もしくは監査役から公認会計士もしくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受

けている者、またはその配偶者

- ③ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- ④ 監査法人でその社員のうちに前号に掲げる者があるもの、またはその社員の半数以上が第2号に掲げる者であるもの

大会社の会計監査における会計監査人については、このように欠格事由が厳しく定められており、会計監査人の独立性が厳格に保証されるよう配慮されているのである。

次に大会社の会計監査における基本理念について考えてみることにしよう。前節で述べたように、商法会計においては、債権者および株主の保護とその利害関係の調整が基本的な思想となっている。商法における会計監査は商法会計の一環をなすものであるから、商法の基本理念はここにも一貫して流れていると考えるのが妥当であろう。特に大会社においては、株主、債権者、取引先、従業員、地域住民、消費者等多様な利害関係者を擁しているところから、前述のように独立性の保証されている会計監査人による会計監査が行なわれて、監査役による会計監査を補っている。見方を変えるならば、会計監査は職業的専門家たる公認会計士または監査法人に行なわしめることによって、監査役監査が会計監査人によるそれに依拠しているといえるであろう。このようにして大会社の会計監査は一応株主および債権者の保護およびその利害関係の調整を目的としながらも、実質的、窮極的には、株式会社をめぐる各種利害関係者の保護と利害の調整をはかろうとしているものと解される。それは、すべての商人をその適用対象とする商法が当面株主および債権者の保護と利害調整によって産業社会における秩序の維持をはかることを意図するとしても、大会社にあってはこれをめぐる利害関係者が株主と債権者だけではなく多様であるために、大会社をめぐる社会秩序を維持するためには、すべての利害関係者を同列に置いてこれらの人々の保護と利害調整をはからなければならないと考えられるか

らである。

続いて商法の会計監査においては、計算書類をいかなる規準に照らして検討しようとするかについて考えてみたい。商法第281条の3第II項には、監査報告書に記載すべき事項が11項目にわたって規定されている。これらの項目における主要なチェック・ポイントは法令または定款にしたがっているか否かおよび記録の真実性である。前者の例は、会計監査に限定するならば、3号、4号、6号、7号等にみられ、後者は2号、5号、9号等に求められる。記録の真実性は会計の仕組みの中に本来的に要求されるものであり、すべての会計監査に共通するものとして適正性と名づけることができ、法令または定款への準拠性が商法監査に独自の規準とみてよいであろう。定款の内容は会社が独自に定めるものではあるが、定款それ自体が法律の定めるところにしたがってその作成が要求されているものであるところから、法令または定款への準拠性を適法性と名づけることができるであろう。このようにして適正性と適法性が商法監査の規準となっているのである。なお各号の性格については章末の表を参照されたい。

ところで商法における会計監査人による会計監査は事前監査として性格づけられている。つまり監査役および会計監査人による監査は株主総会で承認・確定される前の計算書類について行なわれるところから、株主総会での承認・確定を起点として時前監査と名づけるのである（商法第281条II項、283条I、II項；商法特例法第2条）。商法特例法が株主総会の前に会計監査人による監査を実施せしめるのは、会社における経理不正、粉飾決算などを未前に防ぐために、不適正で法令に違反するような計算書類が総会で承認確定されることのないようにという趣旨によるものである。

興味深いことに、この事前監査としての性格は、商法会計が会計報告の根拠とするエクィティ・アカウントビリティの関係に基づいていることと密接に結びついている。つまり会社

の、株主や債権者等に対するアカウントビリティの一環として行なわれる報告は、会計監査人による監査を受けた適正かつ適法で、信頼しうる計算書類によらなければならないとする。このようにして監査を受けた計算書類を株主総会での承認・確定の対象とすることによって、株主や債権者をはじめとする会社の利害関係者を保護し、利害の調整をはかろうとするのである。

次に会計監査人の選任については次のようになっている。まず会計監査人は株主総会において選任される（商法特例法第3条I項）。そして取締役は、会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役の過半数の同意をえなければならないことになっている（同条II項）。選任につきこのように規定することによって、会計監査人の取締役に対する地位の独立性が確保されている。

会計監査人の職務権限については、いつでも会社の会計帳簿および書類の閲覧もしくは謄写を行ない、または取締役および支配人その他の使用人に対して会計に関する報告を求めることができるようになっている（商法特例法第7条I項）。また会計監査人は、その職務を行なうために必要があるときは、会社の業務および財産の状況を調査することができる（同条II項）。そしてその職務を行なうために必要があるときには、被監査会社の子会社に対して会計に関する報告を求めることができる（同条III項）。このように会計監査人は会計監査の実施に必要な範囲内において十分な職務権限が認められている。

会計監査人の監査対象となる会計記録は、商法第281条I項の書類すなわち貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益の処分または損失の処理に関する議案およびこれらの書類の付属明細書である。ただし、営業報告書および付属明細書については、その記載事項のうち会計に関する部分に限られている。

会計監査人監査にさいしてしるべき会計基準については、商法の計算規定、計算書類規

則、公正なる会計慣行などがあげられる。公正なる会計慣行には、企業会計原則をはじめ、連続意見書等の成文化されたものとそうでないものがある。会計監査に関する基準としては、日本公認会計士協会のこれまでに公表した各種の解釈指針、財務諸表等の監査証明に関する省令（以下「監査証明省令」と略称する）および同取扱通達、証取法監査にさいして従わなければならない監査基準などがあげられる。

会計監査を行なった結果、会計監査人は監査報告書を監査役および取締役提出しなければならない（商法特例法第13条Ⅰ項）。監査報告書には、商法第281条の3第Ⅱ項第1号から第7号まで、第9号および第11号に掲げる事項（第6号および第9号に掲げる事項については会計に関する部分のみ）を記載しなければならない（同条Ⅱ項）。また後発事象で会社の財産や損益の状態に重要な影響を及ぼすものにつき、営業報告書に記載があるときはその旨、取締役から報告があったときにはその事実を記載しなければならない（大会社の監査報告書に関する規則第3条）。会計監査人の監査報告書に記載すべき事項は、このように詳細に規定されている。

会計監査人の解任については、いつでも株主総会の決議をもってできる旨規定されている（商法特例法第6条Ⅰ項）。会計監査人は株主総会において信頼されて選任されるのであるから、総会の信頼を失ったときには、総会決議によって任期中でも解任される。しかしながら職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき等には、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任することが認められている（商法特例法第6条の2,Ⅰ項）。

以上に考察したごとく、大会社における会計監査人による会計監査は種々の特質をもち、これについては商法をはじめとする法規において具体的に規定されている。大会社における会計監査人による監査がいかに重視されているかが容易に理解されるところである。

#### 4. 証取法監査の性格

証取法会計の適用対象となる会社が有価証券届出書や有価証券報告書に含めて提出する財務計算に関する書類については、その者と特別の利害関係のない公認会計士または監査法人の監査証明を受けなければならない（証取法第192条の2,Ⅱ項）。これが証取法監査である。証券取引制度に組込まれたこの会計監査は昭和25年3月の証取法改正にさいしてはじめて制度化された。この監査制度は同年の9月に企業会計審議会によって公表された監査基準および昭和26年に公布された監査証明省令に支えられて、同年7月より実施され、今日にいたっている。

証取法監査の監査主体は被監査会社と特別の利害関係のない公認会計士または監査法人であるが、ここにいう特別な利害関係とは、公認会計士等が被監査会社との間に有する公認会計士法第24条もしくは第34条の11第Ⅰ項に規定する関係および公認会計士等が被監査会社に対し株主もしくは出資者として有する関係または被監査会社の営業もしくは財産経理に関して有する関係で、大蔵大臣が公益または投資者保護のため必要かつ適当であると認めて大蔵省令で定めるものをいうのである（証取法第193条の2,Ⅱ項）。この点については、監査証明省令第2条にも詳細な規定が設けられている。このように証取法監査の担当者たる公認会計士等の独立性を確保するために厳格な規定が定められているのである。

証取法会計の基本理念は、先に述べたように、証取法の目的に沿ったもので、投資者の保護に資することにある。証取法会計の一環をなす証取法監査もまたこの理念を共有するものでなければならない。証取法監査の対象となる会社は一般に大規模企業であり、それ故に投資者をはじめ多くの利害関係者とかわりをもっている。投資者保護の思想は当然のこととしてこれら多様な利害関係者の保護と利害関係の調整



をも包摂するものとするのが妥当であろう。

次に証取法監査において、財務諸表を一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成すべきことを要求していることは、監査報告書の意見区分の表現を見て理解されうるように周知の事実である。証取法監査における判断基準は、監査報告書における総合意見の文言にみられるごとく適正性にあり、それ故に証取法監査は適正性監査として特徴づけられている。適正性とは、端的に言って、財務諸表が一般に公正妥当と認められた会計基準にしたがって作成され、真実であることを表明したものである。

証取法監査が対照とする財務諸表は株主総会において承認され、確定したものである。それ故に証取法監査は総会における決算確定には影響を及ぼさない。そこで総会における承認確定の時点以後に行なわれる監査という意味で事後監査とよばれている。

さきに証取法会計における企業内容開示は参加の理論に基づいていることを明らかにした。参加の理論によれば、企業内容開示は潜在的な株主、債権者等の企業への参加の意思決定に役立ちうることをねらいとして行なわれる。証取法監査もその趣旨に沿って、財務諸表の真実性を制度的に保証し、投資者の経済的意思決定にさいしての有用性を確保するものであることが要請されなければならないであろう。財務諸表が有用であるためには、まずそれが真実でなければならない。

さらに証取法監査における監査人の選任についてみてみよう。被監査会社は公認会計士または監査法人と自由に監査契約を結び、監査を受けることができる。ただし公認会計士等が欠格事由に該当しない、独立不羈のものであることが前提条件となっていることは言をまたない。

公認会計士等の監査に関する職務権限については、証取法監査では、監査契約約款に基づく自由な監査契約によって認められている。

証取法監査において監査対象となる会計記録は個別財務諸表および連結財務諸表である。個

別財務諸表には、正規の決算によって作成されるものと中間財務諸表とがある。前者は損益計算書、貸借対照表、財務諸表付属明細表および利益処分計算書である。後者は中間損益計算書および中間貸借対照表である。連結財務諸表は連結貸借対照表、連結損益計算書および連結剰余金計算書からなる。

証取法監査において従うべき会計基準は多様である。すなわち企業会計原則・同注解、連結財務諸表原則・同注解、中間財務諸表作成基準、外貨建取引等会計処理基準・同注解、原価計算基準、個別意見、連続意見書、財務諸表規則・同取扱要領、連結財務諸表規則・同取扱要領、中間財務諸表規則・同取扱要領等である。会計監査に関する基準としては、監査基準・実施準則・報告準則、中間財務諸表監査基準などがあげられる。

証取法監査の結果作成される監査報告書の記載内容は、一方正規の決算に基づく個別財務諸表および連結財務諸表と他方中間財務諸表とで異なっている。前者は監査概要区分と意見区分に分かれ、意見区分の内容は、会計基準への準拠性、継続性および表示方法の法令等への準拠性を示す個別意見と総合意見とからなる。後者においては、概要区分と意見区分に分かれる点では前者と共通しているが、意見区分の内容は中間財務諸表作成基準への準拠性および会計情報の有用性から成っている。そして両者においてはともに、これらに加えて後発事象についての補足的説明事項が開示される。

監査契約が、被監査会社と監査人との間で自由に締結されるのと平仄を合わせて、証取法監査においては、契約の取消しも自由に行なうことができる。

証取法監査の特質は以上に述べたとおりであり、証取法、公認会計士法等々で厳しく規制を受ける面があると同時に、他方契約自由の精神に従った自由な側面のあることも見過すことができない。

## 5. 商法監査と証取法監査との比較検討

これまでの節において、商法会計および証取法会計の特質について述べ、これをうけて商法監査と証取法監査の性格を種々の側面につき明らかにした。本節では、これらの作業を前提として商法監査と証取法監査との比較検討を、商法会計と証取法会計との特質にかかわらせながら、試みたいと思う。

商法会計の特質は、株主および債権者の保護とその利害の調整を基本理念としながらも、大会社については、多種多様な利害関係者を擁するところから、企業をめぐる各種利害関係者の保護とその利害の調整をはかることを目的とし、企業内容開示を基礎づけるものとしてエクィティ・アカウントビリティ関係の理論に立脚し、会計理論としては、財産法的色彩を残しながらも損益法の理論に基づいている。他方証取法会計は、投資者保護を直接の目的とし、さらにこれを拡大して各種利害関係者の保護と利害の調整をはかることが基本理念となっている。会計報告の根拠は、しかしながら、商法会計のそれと異なり、参加の理論に基づいている。基礎となる会計理論は損益法のそれである。商法の計算体系と証取法のそれとの一元化を目ざして、これまでに数次にわたる商法等や企業会計原則等の改修正を経験してきたために、両会計は実質的に同質化をたどってはきたが、基礎となる考え方に克服の困難な若干の相違があるために、完全な形での一体化は実現していないのが実状である。

次に監査の問題に話題を移そう。会計監査の主体についてみると、商法監査は監査役監査を特徴とするが、大会社については、公認会計士または監査法人が実質的には主体となって行われる。その点で証取法監査と完全に一致している。さらに監査人の独立性を保つための欠格事由については、商法監査は証取法監査についての定めを導入するとともに、独自の定めをもも

っており、証取法監査と厳格さの点では何ら異なるところはないといつてよい。

会計監査人の選任および解任について、商法は独自の規定を定めており、その取締役からの独立性が強く保証されている。これに対して証取法監査においては、監査契約の締結および取消は被監査会社と監査人との間の自由にゆだねられている。契約自由の思想が基礎となっているのであるが、被監査会社が監査人との監査契約を取消しうる自由については、濫用される余地のあることが否定しえない。

会社監査人の職務権限については、商法は本法に規定を設けて保証しているのに対して、証取法監査においては、監査契約約款において定められているにすぎない。

監査の対象となる会計報告書は、商法監査と証取法監査とではかなり相違している。中間財務諸表および連結財務諸表が商法会計には導入されていないことが原因となっている。しかしながら正規の決算の結果たる計算書類と財務諸表とは本質的に異なるものではない。商法監査が事前監査であるところから、利益処分に関する計算書が利益処分案の性格を有するのに対して、証取法監査が事後監査であるために利益処分の確定された利益処分計算書となっていることを除けば、商法の計算書類の全内容と証取法会計における財務諸表とは実質的にはほぼ一致しているとみてよい。ただしそれは営業報告書における非会計的事実はほとんどが有価証券報告書などにも含まれていると考えるところによっている。

商法会計における会計基準は、公正なる会計慣行に商法をはじめとする法令の規定を加えたものとなっているのに対して、証取法会計における会計基準は連結原則や中間財務諸表原則を含んでいる点を除いては、正規の決算にかかる財務諸表に対する基準は実質的には商法会計のそれと異なるところはきわめて少ない。それは法規や会計基準のこれまでの改・修正によって、両者の一元化が企てられてきた結果によ

商法会計・監査と証取法会計・監査の比較

	商 法 監 査	証 取 法 監 査
会計報告の根拠	エクィティー・アカウントビリティの理論	参加の理論
基本理念	株主および債権者の保護・利害の調整	投資者の保護
会計理論	財産法の色彩を残す損益法の理論	損益法の理論
会計監査の規準	適法性, 適正性	適正性
監査の主体	監査役, 会計監査人(公認会計士・監査法人)	公認会計士, 監査法人
独立性	商法特例法第4条I, II項	公認会計士法第24条I項, 34条の11 " 施行令第7条 監査証明省令第2条
会計監査人等の選任・解任	株主総会, 監査役(商特法第3条)	監査契約
職務権限	商法特例法第7条	監査契約約款による
監査対象	計算書類・付属明細書(商法第281条I項)	財務諸表(正規決算による個別・連結・中間)
監査の基準	商法, 計算書類規則, 公正なる会計慣行	企業会計原則等の会計基準, 監査基準
監査報告書	商法第281-3, II項, 商法特例法第14条 大会社の監査報告書に関する規則	監査証明省令第4条, 監査報告準則

る。監査の基準については、商法監査と証取法監査とで、準拠すべきものに形式的なちがいはあるものの、実質はほとんど同一であるといっ

てよい。  
会計監査の規準について、商法監査においては適法性が、証取法監査においては適正性がそれぞれ支配しているというのが通説のようであるが、筆者は商法監査にも真実性の要請を通じて適正性が含まれているものと主張したい。それは、商法会計の基本理念を実現すべく、商法監査においては適法性が、すべての会計監査に共通する適正性に付加されているとみるのが妥当ではないかと考えるからである。

監査報告書の記載事項について、商法におけるそれは本法第281条の3、第II項に明記されているが、それは証取法監査におけるものと実質的に異なるものではない。監査意見の表明の仕方に、両監査で若干の相違があるが、それは商法監査が適正性に加えて適法性をも目ざしていることに由来するものといえる。

6. む す び

以上本稿においては、一方商法会計・商法監査、他方証取法会計・証取法監査のそれぞれの特質を明らかにし、それを前提に両経理・監査体系を比較検討することができた。最後に商法監査をもって証取法監査に代替しうるか否かについての私見を述べむすびに代えたいと思う。

商法監査と証取法監査とでは、基本的な考え方などに若干の相違はあるものの、これまでの両者の同質化を目的とする商法や会計基準等の数次にわたる改修正の結果、実質的な一元化の可能な範囲内でその成果があがっていると思われる。したがって両監査を一体化しうる基盤はすでに確立しているものと考えられる。ただ証取法会計が連結財務諸表および中間財務諸表の制度を含んでいる点において、現状では商法監査とは完全に範囲を異にしている。

現在のところ株主総会における計算書類の承

認確定を境に、事前監査と事後監査の形で大会社のほとんどについて公認会社士または監査法人による監査が二重に行なわれている。商法上大会社について会計監査人による会計監査が行われるようになって、証取法監査に著しい向上がみられるにいたったという事実をみるにつけても、現行のごとき二重監査制度は経済性原則に照らして屋上屋を架するの感が深い。

このように大方のところ二つの会計監査の実質的な一元化の実があがっていることおよび監

査の経済性を考えるときに、われわれは両監査を完全に一体化し、代替性をもたせることを要請したいと思う。現状のままでは、制度的に、また形式的に完全な一体化は困難であると思われるので、近い将来法改正等の措置を講ずることによって、実質、形式ともに両監査制度を統一化することが強く望まれる。制度的な保証と社会的決意とがその実現の鍵となるものであることを強調しておきたい。

〔参考〕 監査報告書記載事項（商法第281条の3, II項）の性格

事項の 性格 記載 事項番号	監査の概要 に関する項目	監査意見に関する項目		
		会計監査に関するもの		業務監査に 関するもの
		適法性	適正性	
第1号	○			
2			○	
3		○	○	
4		○	○	
5			○	
6		○	○	○
7		○		
8				○
9			○	○
10				○
11	○			

〔注〕 会計監査関係事項で適法性の要求されるものについては、当然のこととして、その前提条件として適正性が満たされていなければならないと考えるべきである。それ故に第3号および第4号も適正性に該当し、第6号は会計関係事項についてのみこれに該当する。

〔わかすぎ あきら 横浜国立大学経営学部教授〕